

## 医療費自己負担限度額

1ヶ月当たり的一部負担金は、次の額を超えた額が申請により、保険者または市町村から払い戻されます。

(注) 下表の <>内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合です。

### 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当の場合 140,100円>
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当の場合 93,000円>
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当の場合 44,400円>
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円 <多数該当の場合 44,400円>
オ 住市町村民税非課税世帯	35,400円 <多数該当の場合 24,600円>

### 70歳以上の方

入院の場合、同一の医療機関での負担額が「1ヶ月当たりの自己負担限度額」に達したときは、その月はその後の窓口でのお支払は不要です。

区分	外来(個人ごと)	自己負担限度額
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当の場合 44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者(住民税非課税)Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者(住民税非課税)Ⅰ		15,000円

## 入院食事療養の標準負担額

一般の患者	260円/1食
低所得者Ⅱ 90日までの入院	210円/1食
低所得者Ⅱ 90日目以降の入院	160円/1食
低所得者Ⅰ(70歳以上のみ)(老齢福祉年金受給権者)	100円/1食

## 入院時生活療養の標準負担額(療養病棟に入院の方が対象)

### 65歳以上 70歳未満の方

区分	居住費	食費
一般の方(重症患者以外・市町村民税非課税の世帯に属する方以外)	320円/1日	460円/1食
市町村民税非課税の世帯に属する方等	320円/1日	210円/1食

### 70歳以上の方

区分	居住費	食費
一般の方(低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ・重症患者以外の方)	320円/1日	460円/1食
低所得者Ⅱ(重症患者以外の方)	320円/1日	210円/1食
低所得者Ⅰ(重症患者以外の老齢福祉年金受給者でない方)	320円/1日	130円/1食
重症患者(低所得者Ⅱ・Ⅰ以外)	-	260円/1食
低所得者Ⅱ 90日までの入院(重症患者)		210円/1食
低所得者Ⅱ 90日目以降の入院(重症患者)		160円/1食
低所得者Ⅰ(重症患者以外の老齢福祉年金受給権者) 低所得者Ⅰ(重症患者)		100円/1食